様式１３

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

　　近畿財務局 総務部次長　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申込者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号（名称）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　免許証番号

　　　　　　　　　　　　　　国有財産媒介申込書

　下記のとおり、国有財産の売払いに係る媒介業務を受託したく、別紙の留意事項を了承の上、関係書類を添えて申し込みます。

記

１　媒介業務を希望する国有財産

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 物件  番号 | 所在地 | 区分 | 登記  地目 | 面積  （平方メートル） | 売却価格（円） | 摘要 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |

２　媒介に関して受領する報酬の希望額

　　報酬の希望額：　　　　　　　円（うち消費税及び地方消費税　　　円）

　　（内訳）

　　　・物件番号○の希望額：　　　　　　円（うち消費税及び地方消費税　　　円）

・物件番号○の希望額：　　　　　　円（うち消費税及び地方消費税　　　円）

・物件番号○の希望額：　　　　　　円（うち消費税及び地方消費税　　　円）

（注）報酬の希望額に関する注意事項

　　１． 報酬の希望額が国の予定価格（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の5の規定に基づき定める予定価格をいう。）以下であった場合には、当該希望額が約定報酬額となります。

　　２． 報酬の希望額は、算用数字ではっきりと記載し、数字の前には「￥」を記載してください。

　　３． 報酬の希望額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください。

　　４． 一度提出した報酬の希望額の変更又は取消しはできません。

３　指定流通機構への登録予定

　(1) 媒介契約に係る情報の登録予定の有無　　　有・無

　(2) 登録予定がある場合にあっては、登録する指定流通機構の名称

４　関係書類

　　宅地建物取引業（昭和27年法律第176号）第6条の規定により交付された免許証の写し（別添のとおり）

別紙

留　　意　　事　　項

近畿財務局と一般媒介契約を締結した宅地建物取引業者（受託者という。以下同じ。）は、一般媒介契約書に定める条項のほか、次の事項に留意して近畿財務局職員の指示に従い、適正に業務を遂行しなければならない。

１　受託者は、探索した買受希望者から買受けの申込みがあったときは、売買物件の所在地を管轄する近畿財務局、各財務事務所、舞鶴出張所に対して遅滞なく報告すること。

２　受託者は、買受希望者に対し、普通財産売払申請書及び以下に記載する添付書類を提出するよう求め、当該売払申請書等を物件の所在地を管轄する近畿財務局、各財務事務所、舞鶴出張所に対して提出すること。

（1）提出方法

　　　売払申請書等を持参又は郵送（簡易書留郵便）により提出すること。

（2）申込時間

　　　 9時から12時及び13時から17時まで。(土・日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）

（3）申込必要書類

申込みは、買受希望者からの次の①及び②の必要書類を提出する方法による。

なお、添付書類等に不備がある場合は申込みを受け付けないこととし、後日の補完は認めない。

　　　 ①普通財産売払申請書

　　　 ②添付書類（発行後3か月以内のもの）

　　　　 買受希望者が個人の場合：住民票１通、印鑑証明書１通、誓約書、同意書

　　　　 買受希望者が法人の場合：登記事項証明書（現在事項全部証明書）1通、印鑑証明書1通、誓約書、同意書、役員一覧

　　　 ※住民票は所有権移転登記手続のため、売買契約時別途1通が必要となる。

３　受託者は、買受希望者に対して行う重要事項の説明及び告知について、近畿財務局、各財務事務所、舞鶴出張所が保有する入札案内書、閲覧資料、申込要領等を用いて行うものとする。

４　受託者は、買受希望者に対して一般媒介契約書第8条第2項に定めるほか、次の事項を告知するものとする。

(1) 買受申込みの受付

①　郵送の場合、書類が「申込先」に到達した日が受付日となること。

②　買受申込み時の受付は仮受付で、警察当局への照会等により申請資格を有していることが確認できた時点で、正式に受け付けること。

　 ③　先着順により、１物件につき１者のみ買受申込みを受け付けること。

　　　 ただし、同日の9時から17時までに複数の申込みがあった場合は、当日中の申込者全員について仮受付を行い、申込者全員の申請資格を審査した後、申請資格を有する申込者による抽選により、１者のみを正式に受け付けること。なお、抽選に漏れた場合は、売払申請書等は返戻すること。

　 ④ 仮受付の後、一般媒介契約書第8条第2項(1)に該当することが判明した場合は、申込みを無効とし、売払申請書等は返戻すること。

(2) 契約相手方の決定方法

上記(1)により正式に受け付けた1者を契約相手方とし、「売払申請書受理通知書」により通知すること。

(注)　同通知書は、契約相手方とした者と売買契約を締結することを確約するものではなく、売買契約締結期限までに売買契約を締結しないときは失効する。

(3) 売買契約の締結

　 ① 「売払申請書受理通知書」の発行日から30日以内（30日目が土日・祝日等の閉庁日となる場合は、直前の開庁日まで）に売買契約を締結すること。

　　　 農地法の手続を要する物件については、「売払申請書受理通知書」の発行日から30日以内（30日目が土日・祝日等の閉庁日となる場合は、直前の開庁日まで）に農業委員会への申請等を行い、「売払申請書受理通知書」の発行日から3か月以内（3か月目が土日・祝日等の閉庁日となる場合は、直前の開庁日まで）に売買契約を締結すること。

　 ② 「国有財産売買契約書」は国の書式を使用すること。（事前に内容を確認すること。）

　　　 なお、国有財産売買契約書をもって宅地建物取引業法第37条の書面に代える取扱いになることから、同条第3項の規定に基づき、国有財産売買契約書の売払人及び買受人の記名・押印欄の次に、次のとおり宅地建物取引業者及び宅地建物取引士の名称等を表示するものとする。

媒介業者　　免許証番号

　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　商　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　代　表　者

　　　　　　　　　　　　　　　　電　　　話

　　　　　　　　　　　　　　　　Ｆ　Ａ　Ｘ

取 引 士 登 録 番 号

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　　 名

③　一般媒介契約書第8条第2項(10)に定める売買代金の支払方法のうち、契約締結の際に売買代金を全額納付する方法は、財務省以外の省庁が所管する国有財産について適用できないこと。

また、契約保証金を納付して20日以内（20日目が土日・祝日等、金融機関の休業日となる場合は、直前の営業日まで）に差額を納付する方法は、契約保証金を売買代金に充当できるが、年度末である3月には契約保証金を売買代金に充当する取扱いができない場合があること。

　　④　一般媒介契約書第8条第2項(13)に定める契約相手方の負担のほか、所有権移転登記に係る登記識別情報通知の郵送を希望する場合の郵送料が契約相手方の負担となること。

　　⑤　その他留意事項

ア　買受けの申込みにあたっては、物件の有無・申込者の有無を申込先まで確認すること。

　　　 イ　買受けの申込みにあたっては、入札保証金及び契約締結等の期限を除くほか、一般競争入札に付した条件を継承すること。

ウ　買受けの申込みにあたっては、物件調書（物件によっては、別途、閲覧資料についても確認する必要がある。）のほか、現地、諸規制等について、必ず買受希望者自身で確認すること。

　　　 エ　売買物件は全て現状有姿による引渡しとなること。なお、物件調書の記載と現況が異なる場合は、現況が優先すること。

オ　所有権が移転するまでの間に売買物件を使用又は収益することができないこと。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以　　　上